

平成31年度 弥彦村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)H29年度の 人件費率
平成30年度	8,147人	千円 4,341,630	千円 107,746	千円 648,950	14.9%	15.2%

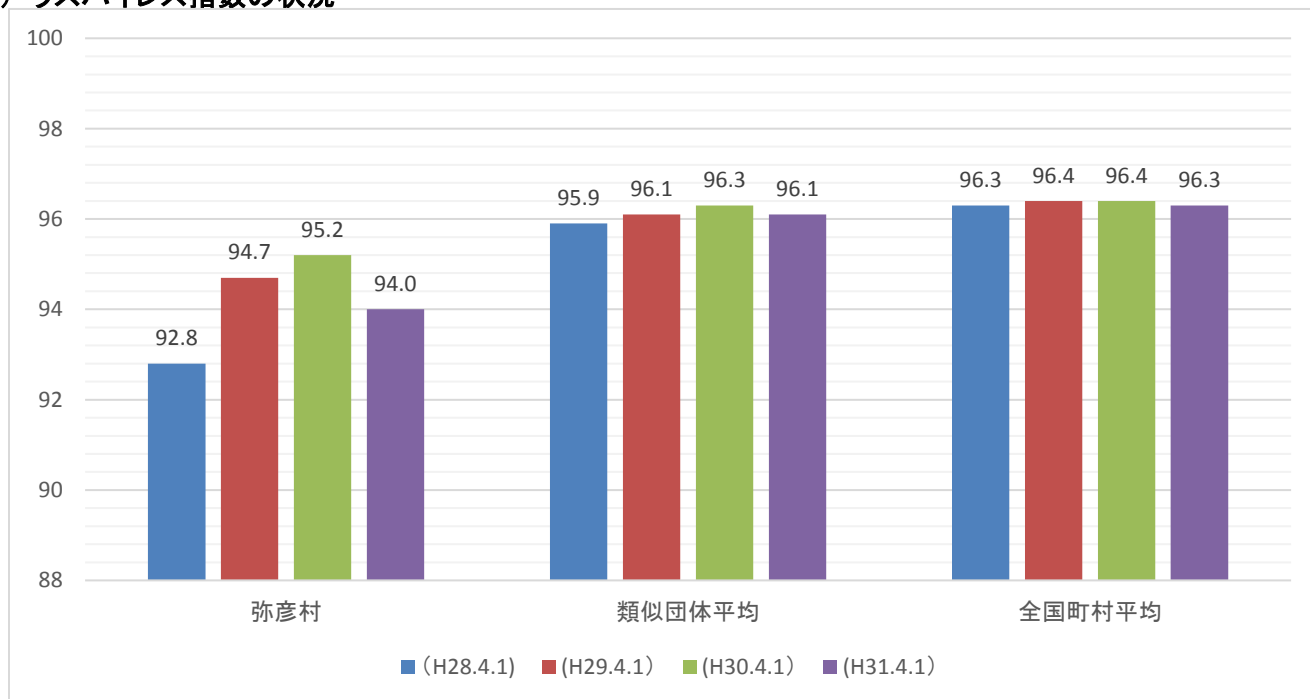
(注) 人件費には、給料、職員手当、共済費、特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

(2) 職員の給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人当 り給与費 B/A	(参考) 類似 団体平均1人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成30年度	82人	千円 281,280	千円 35,120	千円 111,440	千円 427,840	千円 5,217	千円 5,517

(注) ・職員手当には退職手当負担金を含みません。
・類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体のことをさします。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数のある職員の採用など、職員構成の変動

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改訂実施時期)

平成27年4月1日

(実施内容)

一般行政職の給料表について、国に準じて改正。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
弥彦村	39.2歳	299,800円	353,400円	328,222円
新潟県	43.8歳	333,454円	414,373円	367,287円
国	43.4歳	329,433円	-円	411,123円
類似団体	41.4歳	304,003円	360,345円	328,916円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)
弥彦村	-歳	-円	-円	-円	-円
うち 用務員	59.0歳	1人	273,900円	282,400円	282,400円
新潟県	54.0歳	416人	346,967円	387,784円	369,454円
国	50.9歳	2,431人	287,312円	-円	329,380円
類似団体	49.7歳	4人	278,130円	304,940円	289,621円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
弥彦村	-	-歳	-円	
うち 用務員	用務員	55.6歳	211,600円	1.33

区分	参考		参考
	年収ベース(試算値)の比較		C/D
	公務員(C)	民間(D)	
弥彦村	-	-	-
うち 用務員	4,637,900円	2,883,400円	1.61

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における職員の基本給です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合算したものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

3 「平均給与月額(国ベース)」に示す数値は、国家公務員の平均給与月額が時間外手当、特殊勤務手当等を含んでいないため、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

①民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成28年～30年の3ヶ年平均)

②技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、村のデータは正規職員のみを対象としていますが、民間のデータには正規職員の他に非正規職員も含んでおり、年齢・業務内容・雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分		弥彦村	新潟県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	187,200円	180,700円
	高校卒	148,600円	153,000円	148,600円
技能労務職	高校卒	146,000円	150,700円	-円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

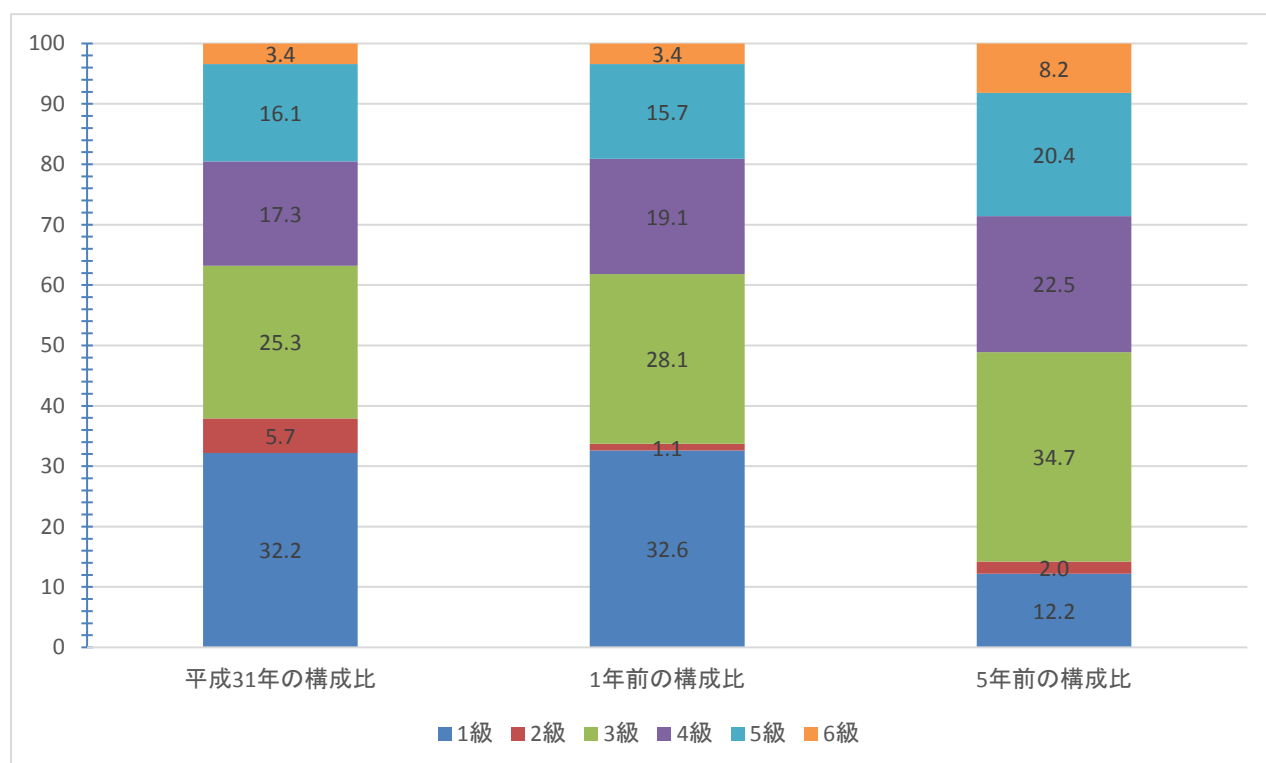
区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	経験年数30年以上35年未満	経験年数35年以上
一般行政職	大学卒	253,500円	283,000円	349,700円	381,200円	388,600円	-円
	高校卒	-円	-円	322,200円	333,900円	365,900円	400,400円

3 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成31年4月1日現在)

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、保育士、保健師、社会福祉士若しくは管理栄養士の職務	28人	32.2%	144,100円	247,600円
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、保健師、社会福祉士若しくは管理栄養士の職務	5人	5.7%	194,000円	304,200円
3級	係長、主査、主任、園長、園長代理、副園長、指導保育士、センター長、主任保育士、主任保健師、主任社会福祉士若しくは主任管理栄養士の職務	22人	25.3%	230,000円	350,000円
4級	1 課長補佐、副所長、副参事の職務 2 高度の知識経験を必要とする業務を行う園長、指導保育士、センター長の職務	15人	17.3%	263,000円	381,000円
5級	課長、委員会等の事務局の長、所長、室長、会計管理者又は参事の職務	14人	16.1%	288,900円	393,000円
6級	困難な業務を行う課長、委員会等の事務局の長、所長、室長、会計管理者の職務	3人	3.4%	319,200円	410,200円

- (注) 1 弥彦村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給へ勤務成績の反映状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日までによる運用	管理職員		管理職員	
□. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/	○	/	○
□. 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

弥彦村	新潟県	国
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,359千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,685千円	
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の給等による 加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の給等による 加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の給等による 加算措置 有

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和元年度中による運用	管理職員		管理職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
□. 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

弥彦村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額					
	自己都合	勸奨・定年			
	138千円	18,148千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)					10千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)					833円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)					14.6%
手当の種類(手当数)					6
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度)	支給単価	
防疫等作業手当	従事した職員	感染症防疫作業	-千円	日額	500円
行旅病人等収容手当	従事した職員	行旅病人の収容作業	-千円	日額	500円
行旅病人等収容手当	従事した職員	行旅死亡人の収容作業	-千円	日額	2,000円
用地交渉手当	従事した職員	用地買収交渉	-千円	日額	500円
夜間除雪作業手当	従事した職員	夜間除雪作業	10千円	1回	500円
税滞納処分手当	従事した職員	差押さえ等	-千円	日額	500円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	12,346千円
職員1人当たり平均支給額(平成30年度)	181千円
支給実績(平成29年度決算)	10,349千円
職員1人当たり平均支給額(平成29年度)	154千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みません。

(5) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国との制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額(30年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 月額10,000円 父母等 月額 6,500円 ※ 満16歳～満22歳の子1人につき5,000円加算	同	—	7,121千円	229,709円
住居手当	借家居住者 月額12,000円を超える家賃を支払っている場合、家賃額に応じて最高月額27,000円	同	—	2,963千円	296,300円
通勤手当	電車・バス等利用者 負担している運賃額に応じて最高月額55,000円 自動車等利用者 利用距離に応じて最高月額31,600円	同	—	4,482千円	64,028円
管理職手当	役職に応じて最高月額41,600円	異	国は役職に応じて最高130,300円	10,519千円	457,347円
宿日直手当	宿日直業務1回につき4,400円	同	—	532千円	12,676円
管理職特別勤務手当	管理職手当受給職員が、緊急の必要により 週休日、休日に勤務した場合 課長職 10,000円 参事・課長補佐8,000円 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 課長職5,000円 参事・課長補佐4000円	異	国は役職に応じて最高27,000円	2,738千円	136,900円
単身赴任手当	単身赴任者	同	—	-千円	-円

5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	村長	650,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 870,000円 / 330,000円
報酬	議長	300,000円	365,000円 / 200,000円
	副議長	231,000円	316,000円 / 168,000円
	議員	209,000円	301,000円 / 143,000円
期末手当	村長	(平成30年度支給割合) 2.95月	
	議長	(平成30年度支給割合) 3.35月	
	副議長 議員		
退職手当	村長	(算定方法)650,000×48月×44% (1期の手当額)13,728,000円 (支給時期)任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

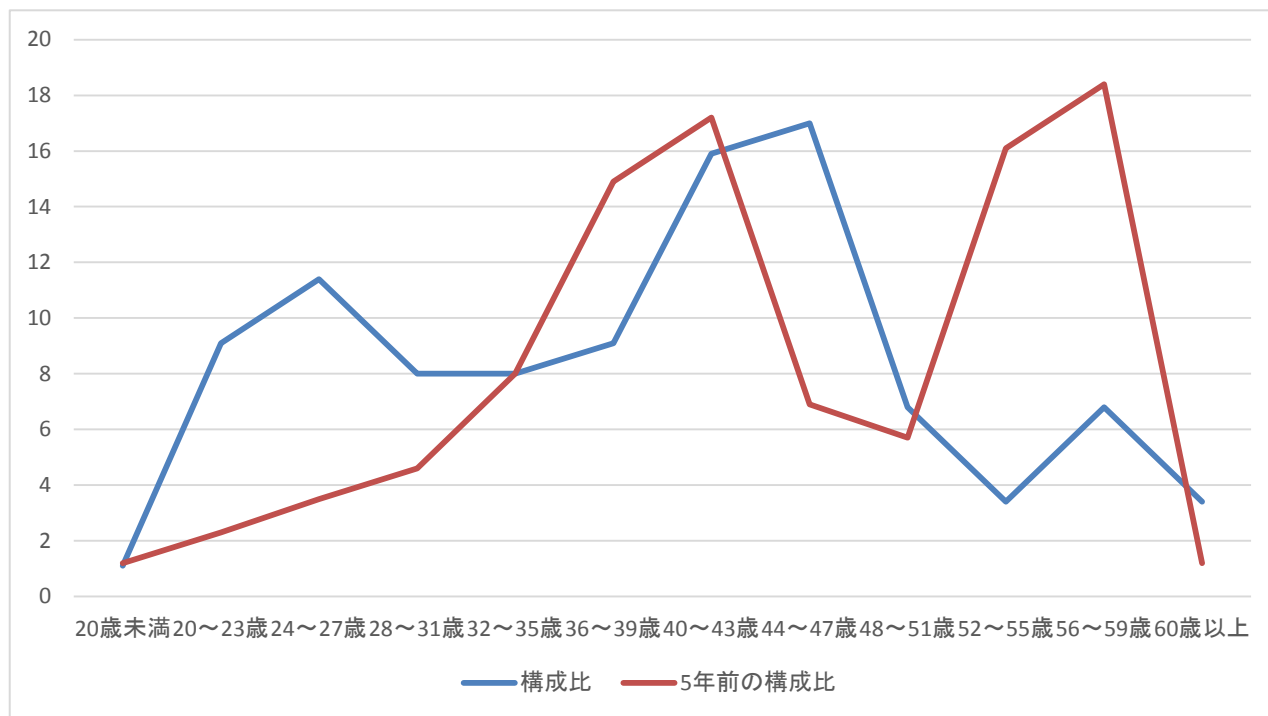
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(隔年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成31年	平成30年			
普通会計	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	14	15	△1	その他減
		税務	5	5	0	
		民生	28	26	2	欠員補充
		衛生	8	9	△1	その他減
		農林	4	4	0	
		商工	4	4	0	
		土木	4	4	0	
		小計	69	69	0	<参考>人口1万人当たり職員数 84.69人 <類似団体の人口1万人当たりの職員数108.84人>
	教育部門	10	11	△1		
小計	79	80	△1	<参考>人口1万人当たり職員数 96.96人 <類似団体の人口1万人当たりの職員数131.09人>		
公営企業等会計部	水道	0	3	△3	水道事業の統合	
	下水道	0	0	0		
	国保事業	2	2	0		
	収益事業	7	7	0		
	小計	9	12	△3		
合計		88 【93】	92 【95】	△4	<参考>人口1万人当たり職員数 108.01人	

(注) 1 職員数は一般職員に属する職員数です。
2 【 】内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



年齢	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
H31 職員数	1	8	10	7	7	8	14	15	6	3	6	3	88
H26 職員数	1	2	3	4	7	13	15	6	5	14	16	1	87

(3) 職員数の推移

部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	61	62	66	70	69	69	8 (13.1%)
教育	15	11	9	11	11	10	▲5 (▲33.3%)
公営企業等会計	11	11	12	12	12	9	▲2 (18.1%)
計	87	84	87	93	92	88	1 (1.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。